

同 意 書

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者	住所	防府市大字富海〇〇〇〇番地		
	氏名	防府 太郎 印		
申請箇所	新設される財産の施工箇所（市に寄付予定）		種 目	数 量
	防府市大字富海字〇〇〇 1 2 3 4 番 1 地先		道 路	m^2 5 0 0 0
	法定外公共物の用途廃止申請予定箇所		種 目	数 量
	防府市大字富海字〇〇〇 1 2 3 4 番 1 地先		道 路	m^2 4 0 0 0
利害関係人の同意	上記申請者の法定外公共物に係る法定外公共物の（付け替え(寄附・用途廃止)）については、異議なく同意します。			
	住 所	氏名及び印		備 考
	防府市大字富海〇〇〇〇番地	□□□□□□ 印		隣接者 (隣接地 番)
	防府市大字富海〇〇〇〇番地	□□□□□□ 印		隣接者 (隣接地 番)
	・水路で水利組合が関係する場合、土地改良区の「同意書」があるときは、その同意書の写しを添付していただければここへの記載は省略できます。 ・ <u>水利権のない水路については、その旨ここに記載してください。</u>			
(例) 年 月 日、水利代表の〇〇〇〇さんと協議しましたが、当該水路は、水利組合の管理外であり、同意は不要とのことでした。 申請者 印				

(注) 氏名欄は必ず自署・認印を押印すること。

<input type="checkbox"/> この申請の内容について関係する自治会長に説明済みです。 ※説明の実施状況を確認するため、□にレ印の記入をお願いします。

財産寄附申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

防府市長 様

寄附申込者

住所 防府市大字富海〇〇〇〇番地

氏名 防府 太郎

電話 〇〇-〇〇〇〇

連絡先

氏名 〇〇〇〇 □□ □□

電話 〇〇-〇〇〇〇

下記物件を防府市に寄附したいので、受納されるよう申し込みます。

記

1 財産の所在、種別及び数量

財産の所在	種別	数量 (㎡)	摘要
防府市大字富海字〇〇〇 1 2 3 4 番 3 地先	公衆用道路	5 0 0 0	

2 寄附の条件及び理由

別に用途廃止（払下げ）を申請している法定外公共物と、上記寄附申込財産の付け替えをしたため寄附の申込みをします。

3 添付書類及び図面等

- 登記事項（現在事項）証明書又は土地登記簿謄本
位置図 現況平面図 構造図 求積図 縦横断面図 現地写真
不動産登記法第 1 4 条に規定する地図の写し又はその地図に準ずる図面の写し

（注）財産に地上権、抵当権、賃借権、その他の所有権以外の権利等があるときは、これを消滅してください。

寄附受納承諾書

寄附に係る決裁後、申込者宛てに「寄附受納承諾書」を交付しますので、「寄附証書」「登記嘱託承諾書」を提出してください。

防道第〇〇〇-〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

防府 太郎 様

防府市長



〇〇年〇〇月〇〇日付で申込みのあった下記財産の寄附について、承諾します。

つきましては、「土地寄附証書」及び「登記嘱託承諾書」を提出していただきますようよろしく
お願いします。

記

1 財産の所在、種別及び数量

財産の所在	種別	数量 (㎡)	摘要
防府市大字富海字〇〇〇1234番3地先	公衆用道路	50 00	

土地寄附証書

末尾に記載の土地を法定外公共物として無償寄付いたします。後日のために寄附証書1通を差し上げます。

日付は、市長決裁日となります。
(寄附受納承諾書の日)

〇〇年〇〇月〇〇日

寄附受納承諾書の受理後、提出してください。
2部提出→市長決裁後、市長印を押印し、1部はお返しいたします。

住所 防府市大字富海〇〇〇〇番地

氏名 防府 太郎

添付書類等

①印鑑証明書(登記に必要です)
その他必要な書類はご連絡します。

防府市 御中

実印を押印してください。

不動産の表示

防府市					
町・大字	丁目・字	地番	地目	地積 m ²	摘要
富海	〇〇〇	耕 1 2 3 4 番 3	公衆用道路	5 0 0 0	
以下余白					

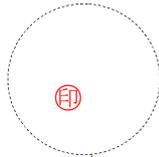
上記土地の無償寄附を受けます。

上の日付と同日
で記入します。

〇〇年〇〇月〇〇日

防府市長





登記嘱託承諾書

末尾記載の不動産は私の所有であったが、今度法定外公共物として
〇〇年〇〇月〇〇日防府市に寄附しましたから、山口地方法務局
へ所有権移転登記嘱託のことを承諾いたします。

土地寄附証書と同日で
お願いします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 防府市大字富海〇〇〇〇番地

氏名 防府 太郎

防府市御中

実印を押してください。

不動産の表示

不動産の表示

防府市					
町・大字	丁目・字	地番	地目	地積 m ²	摘要
富海	〇〇〇	耕 1 2 3 4 番 3	公衆用道路	5 0	
以下余白					

--	--	--	--	--	--

第 19 号様式

付け替え記入例

法定外公共物用途廃止申請書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

防府市長 様

用途廃止申請書を提出される前に、事前協議をお願いします。

申請者 住所 防府市大字富海〇〇〇〇番地
 氏名 防府 太郎
 電話 〇〇-〇〇〇〇

下記の法定外公共物の用途廃止について申請します。

記

用途廃止申請の時点では、法定外公共物の多くが無地番とされますので、地先表示をしてください。

1 財産の所在、種別及び数量

財産の所在	種別	数量 (㎡)		摘要
防府市大字富海字〇〇〇 1 2 3 4 番 1 地先	公衆用道路	40	00	

2 用途廃止の理由及び利用方法

別に寄附の申込みをしている財産（付替施設）と、上記法定外公共物の付け替えをしたいため、当該法定外公共物の用途廃止を申請します。

3 財産の現状及び周辺の状況

別添添付図面等のおり

同意書…代替工事申請のとき添付済みの場合、省略できます。
 閉鎖分間図…境界確認が済んでいる場合、省略できます。
 登記事項証明書…有地番の場合、添付してください。
 現地写真…写真に申請箇所を明示してください。

4 添付書類及び図面等

- 同意書 位置図 現況平面図 求積図 縦横断面図 現地写真
- 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し又は地図に準ずる図面の写し
- 登記事項（現在事項）証明書又は土地登記簿謄本 境界確認書の写し

連絡先 氏名 ○○○○ □□ □□
電話 ○○-○○○○

法定外公共物用途廃止承認書

用途廃止に係る決裁後及び寄附受納後に、この承認書を
交付しますので、「払下げ申請書」を提出してください。
次に払下げに係る具体的な協議に入ります。

防 道 第 ○ ○ ○ - ○ ○ 号
○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

様

防府市長



○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付けで申請のありました下記財産の用途廃止について、承認しま
す。

つきましては、当該財産の払下げについて、協議してください。

記

財産の所在、種別及び数量

財 産 の 所 在	種 別	数 量 (㎡)	摘 要
防府市大字富海字○○○1234番1地先	公衆用道路	40 00	

防府市 土木都市建設部 道路課 道路用地管理室
住 所 〒747-0801
山口県防府市駅南町13番40号
(防府総合庁舎2階)
電 話 0835-25-2428 (直通)
F A X 0835-25-2331
Eメール douro@city.hofu.vamaguchi.jp

法定外公共物払下げ申請書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

防府市長 様

申請者 住 所 防府市大字富海〇〇〇〇番地
氏 名 防府 太郎
電 話 〇〇-〇〇〇〇

下記財産について、払下げくださるよう申請します。

記

1 払下げを受けようとする財産の所在、種目、数量

財 産 の 所 在	種 別	数 量 (㎡)	摘 要
防府市大字富海字〇〇〇 1 2 3 4 番 1 地先	公衆用道路	4 0 0 0	

2 払下げを受けようとする理由

別に寄附をした財産（付替施設）と、上記法定外公共物の付け替えをしたいため、当該法定外公共物の払下げを申請します。

3 払下げを受けようとする財産の現状及び周辺の状況

別添添付図面等のとおり

「払下げ申請書」に添付していただく書類等で、「用途廃止申請書」に添付されている書類等と変更がない場合は、省略できるものとします。

4 添付書類等

- 同意書 位置図 現況平面図 求積図 縦横断面図 現地写真
- 不動産登記法第 1 4 条に規定する地図の写し又は地図に準ずる図面の写し
- 登記事項（現在事項）証明書又は土地登記簿謄本（申請地が有地番の場合）
- 境界確認書の写し

※ 用途廃止申請書に添付されている書類等と変更がない場合は省略可

連絡先 氏 名 〇〇〇〇 □□ □□
電 話 〇〇-〇〇〇〇

市有財産（~~売却~~・譲与・譲渡）証明書

防道第〇〇〇-〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

防府 太郎 様

土地譲与契約の場合、契約日。

防府市長



下記の財産は 〇〇年 〇〇月 〇〇日付けをもってあなたに（~~売却~~・譲与・譲渡）したことに相違ありません。

つきましては、登記手続きを早急に完了し、登記済証の写しを送付してください。

記

財産の所在	種別	数量 (㎡)	摘要
防府市大字富海字〇〇〇1234番1地先	公衆用道路	40 00	

※ 別添図面中、着色された箇所

土地譲与契約の締結と同時に、「市有財産譲与証明書」を交付しますので、必要な登記手続きをお願いします。

法定外公共物の多くは地番の付いていない無地番ですので、次のような登記手続きが必要となります。

- ・表示登記
- ・所有権保存登記

また、地番が付いている場合は、次のような登記手続きが必要と思われます。

- ・分筆登記
- ・所有権移転登記